

(設置)

第1条 掛川市総合計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、掛川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、掛川市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 掛川市自治基本条例（平成24年掛川市条例第29号）第13条第1項の基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関する事。
- (2) 基本構想に基づく基本計画の策定に関する事。
- (3) 前2号に定めるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 公共的団体等の役員
- (3) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条各号に掲げる事項に係る調査審議が終了する日までとする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期も、同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日掛川市条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日掛川市条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月6日掛川市条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。